

# 第1章 戦略策定の背景と戦略の基本的事項

## 第1節 ネイチャーポジティブとは

---

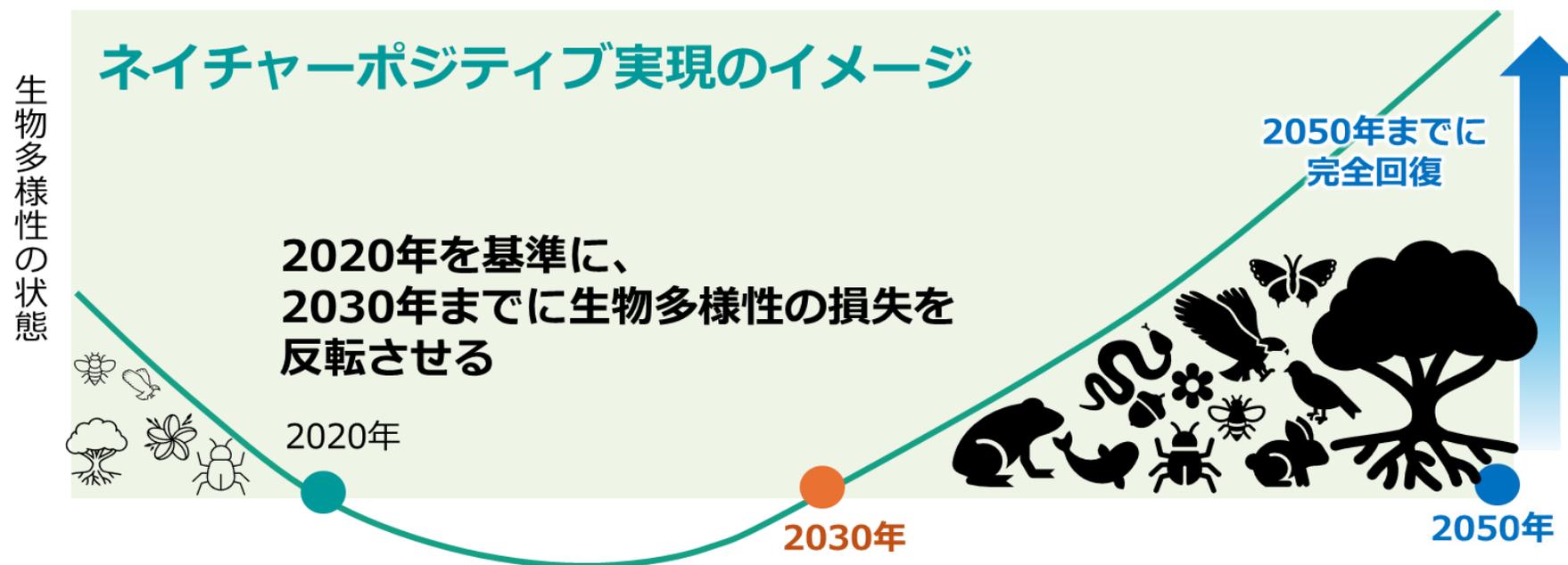
### 1 ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブとは、「**2020年をベースラインとして2030年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること**」とされています。

これまでの自然保護は、悪い状態になるのを「食い止める」ことが中心でしたが、ネイチャーポジティブはさらに一歩進んで、「人にも自然にも良い社会」を目指すのが特徴です。

私たちの暮らしや経済活動も、自然に良い影響を与えるように変えていくことで、人にも自然にも良い社会を目指すことを意味します。ネイチャーポジティブは2030年までの達成が国際目標となっています。

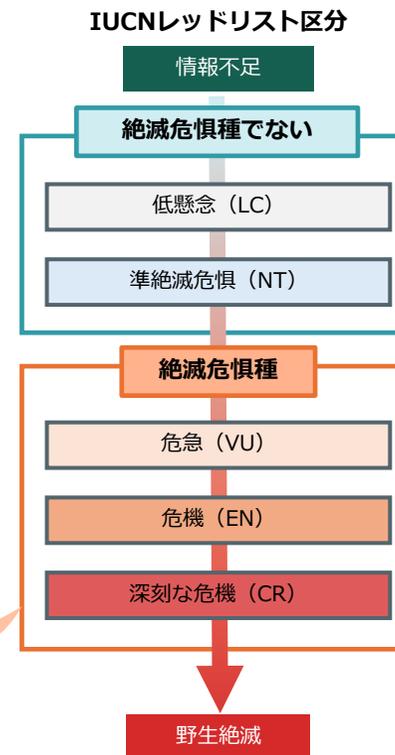
これは、昆明・モントリオール生物多様性枠組における2050年ビジョン「自然と共生する世界」の短期目標でもあります。



### 2 地球の生物多様性

生物多様性の構成要素である動物や植物などの「生きもの」は現在、人為的な要因などにより、地球上の各地で存続が脅かされているといわれています。既知の動物や植物の種群のうち平均約25%が既に絶滅の危機にあるとされています。

#### IUCNレッドリストに掲載されている「絶滅危惧種」の内訳



出典：The IUCN Red List of Threatened Species. Version 2025-1を基に作成

### 3 日本国内の生物多様性

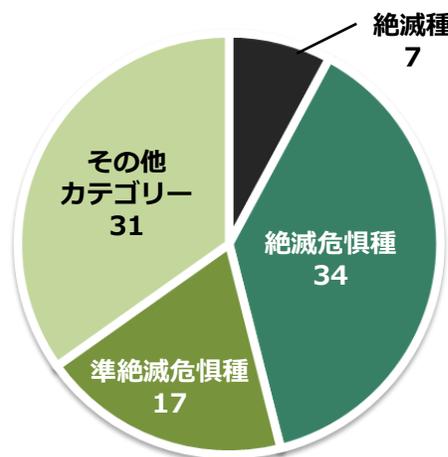
日本国内でも多くの野生生物が絶滅の危機に瀕しています。環境省レッドリスト2020によると、陸域の絶滅危惧種は3,716種で、海洋生物レッドリストの56種を加えると、総数は3,772種に上ります。これは、生息地の破壊や開発、外来種の影響、乱獲などが主な原因とされています。

国や自治体は「種の保存法」に基づき、国内希少野生動植物の指定や保護増殖事業を進めていますが、保護対象種はレッドリスト掲載種の一部に留まっており、対策強化が求められています。

#### 日本の絶滅が危惧される野生生物の種数

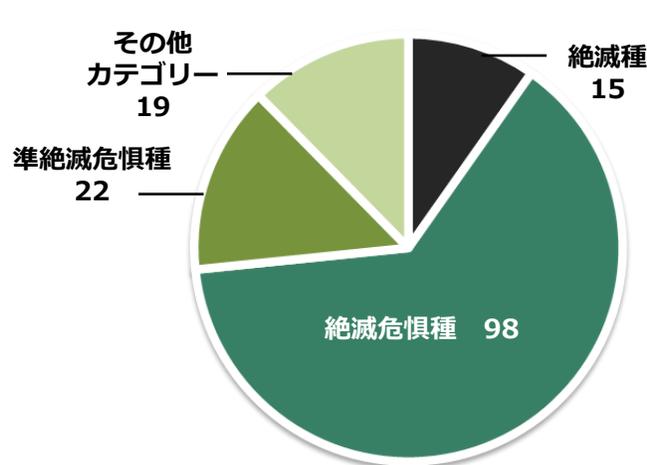
##### 哺乳類

評価対象種：160種



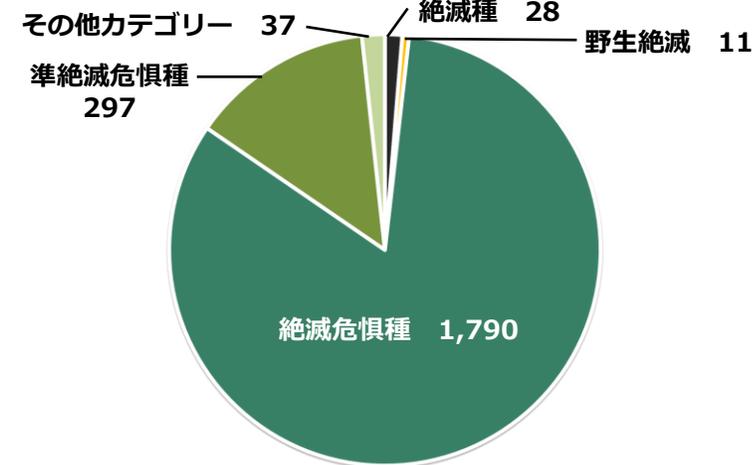
##### 鳥類

評価対象種：約700種



##### 維管束植物

評価対象種：約7,000種



出典：環境省レッドリスト2020を基に作成

### 4 3つの多様性

「ネイチャーポジティブ」が回復させようとしている「**生物多様性**」とは、種数だけではありません。

生物多様性は、地球上のさまざまな生き物のそれぞれが持つ豊かな個性とつながりのことを指し、私たちの暮らしを支える食料・水・気候調整など多くの自然の恵みの基盤となっています。

この生物多様性には**3つのレベルの多様性**があると言われ、それぞれを守ることが人にとっても自然にとっても持続可能な社会を築くうえで重要とされています。



### 5 生物多様性の恵み

生物多様性は、生命の長い歴史の中でつくられたもので、私たちの生活に欠かせない恵みを与えてくれます。こうした生物多様性の恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、供給・調整・文化的・基盤の4つのサービスに分類されます。このように、私たちは生物多様性の恵み（自然）により生かされています。

#### 生態系サービス

##### 調整サービス

洪水の防止や水の浄化など  
環境を制御するサービス



##### 供給サービス



食料や水など、  
生活に重要な資源を  
供給するサービス

##### 文化的サービス

精神的充足、  
レクリエーションの  
機会などを与える  
サービス



##### 基盤サービス

酸素の供給や気温の調節、土壌の形成など、ヒトを含めた全ての生物の基盤となり、供給・調整・文化的サービスの基盤となるサービス

### 5 生物多様性の恵み

生物多様性のバランスが崩れ、生態系サービスの機能が低下すると、あらゆる面で私たちの生活に大きな影響が及びます。



### 6 生物多様性損失の要因

生物多様性は、開発や気候変動、外来種などの5つの直接要因と、それに関連した私たちの価値観と行動といった間接要因により、急激な損失が進んでいます。

#### 5つの直接要因

##### 土地・海洋利用変化

開発行為等による生きものの生息・生育地の減少



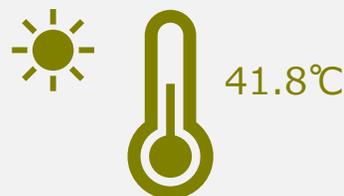
##### 生物の直接採取

乱獲や盗掘などによる種の減少・絶滅



##### 気候変動

地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響



##### 汚染

化学物質が自然環境に排出・放出されたことによる生物多様性への影響



##### 侵略的外来種

人により持ち込まれたものによる生物多様性への影響



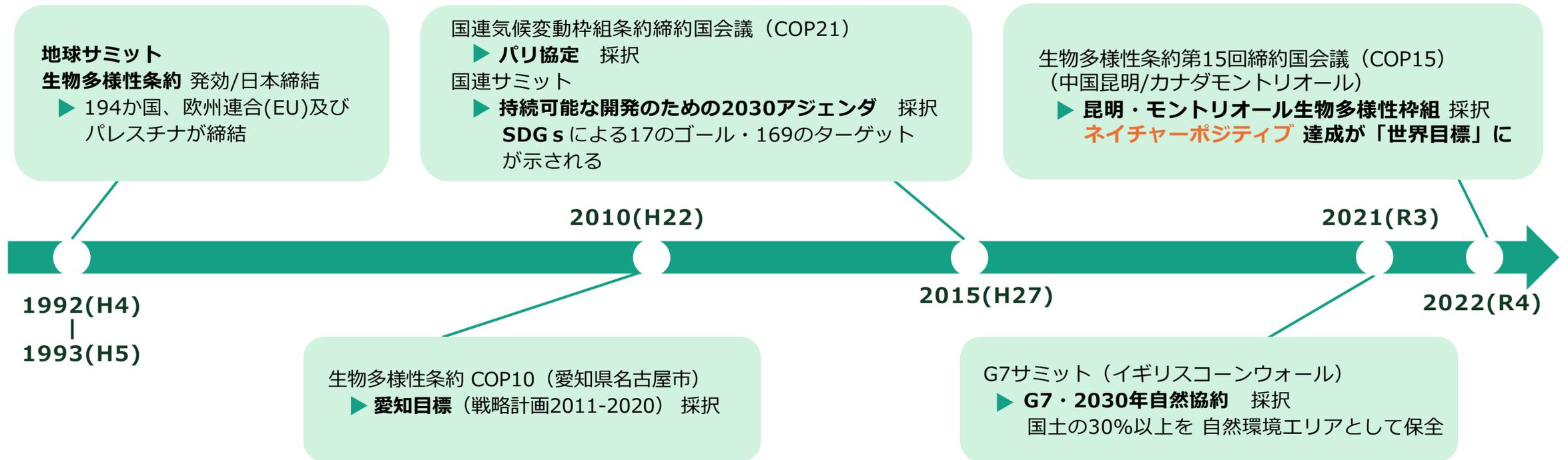
# 第1章 戦略策定の背景と戦略の基本的事項

## 第2節 生物多様性をめぐる国内外の動向

---

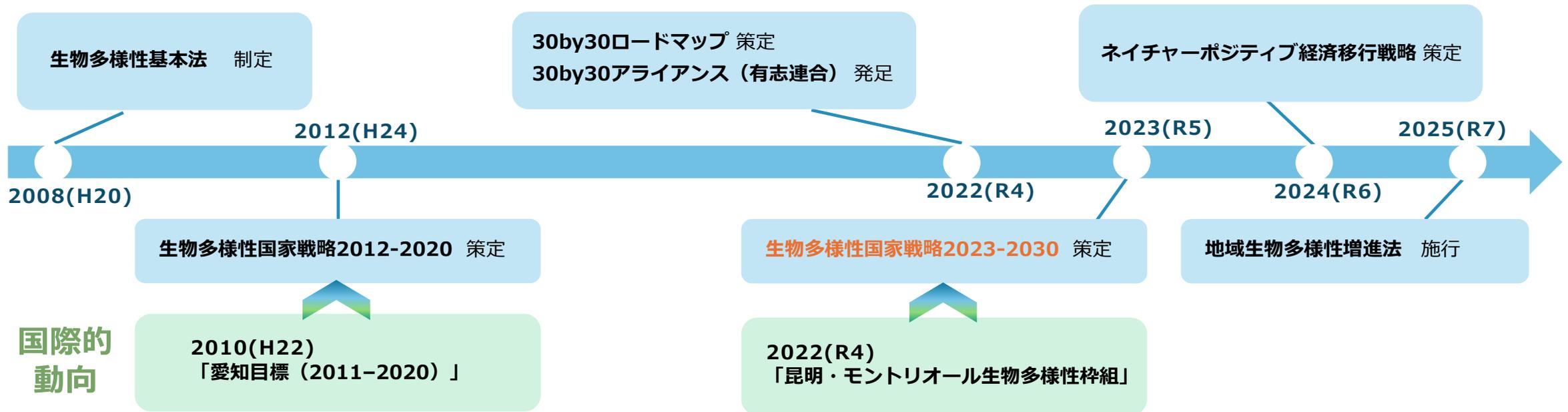
### 1 国際的な動き

国外では1993（平成5）年の生物多様性条約の発効を皮切りに、地球規模の環境問題や生物多様性保全の必要性が強く認識されるようになりました。人類史上これまでにない速度で進んでいる生物多様性の損失を食い止めるための取組が、国際的に進められています。



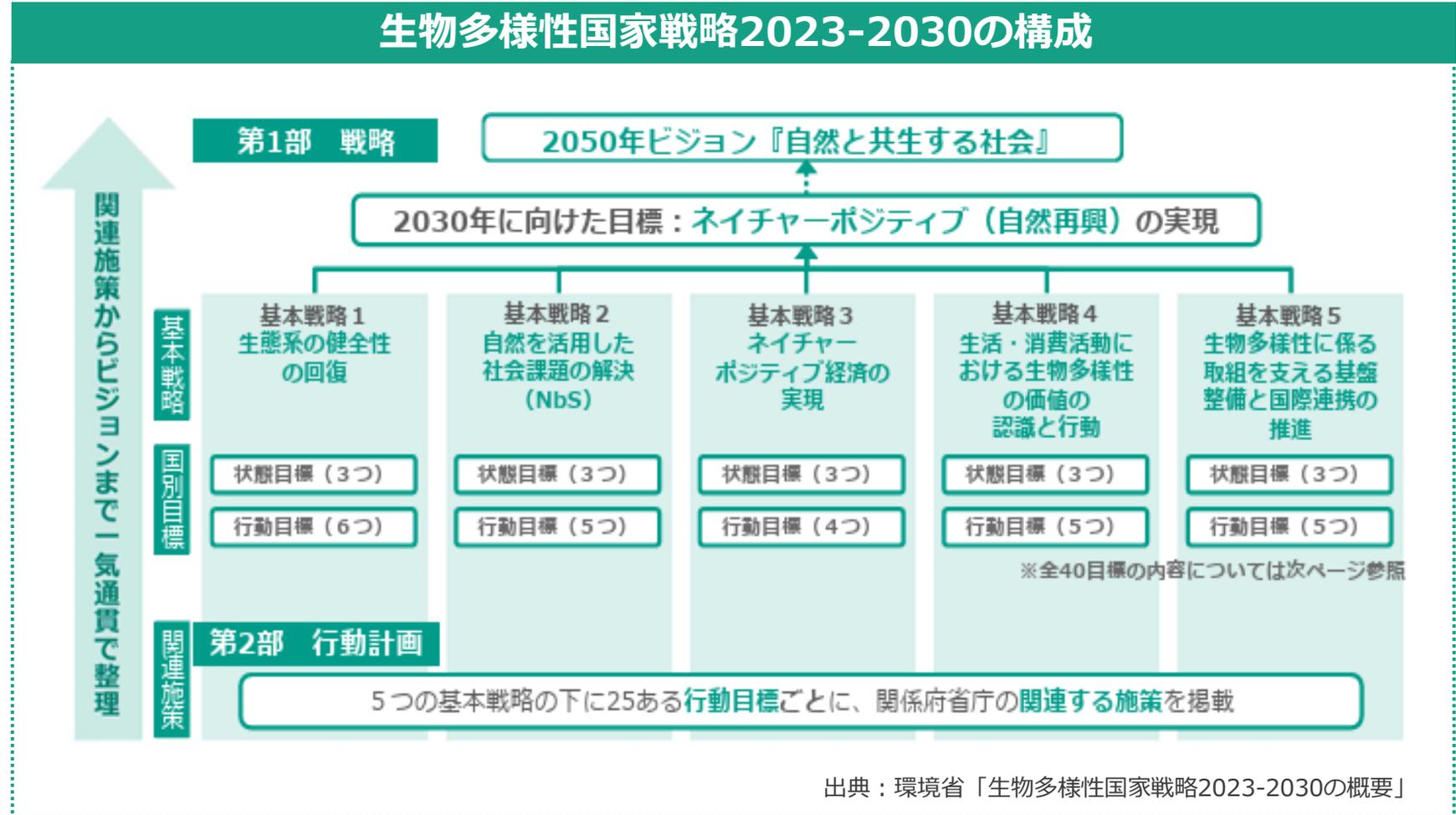
### 2 国内の動き

我が国では、国際的な動向に対応し、2008（平成20）年に「生物多様性基本法」が施行されました。さらに国際的な枠組みである「愛知目標（2011-2020）」に基づき、「自然共生社会」の理念を基に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。その後2022（令和4）年の「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の策定を受け、「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました。



### 2 国内の動き

国家戦略では、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として保全又は保護することを目指す「30by30」など、自然資本を守り活用するための行動を実行していくための戦略と行動計画を具体的に示し、ネイチャーポジティブの実現に向けて、5つの基本戦略に沿って取り組んでいくとされています。



出典：環境省「生物多様性国家戦略2023-2030の概要」

### 2 国内の動き

国家戦略では、自然資本を持続可能な形で利用する社会経済活動を広げるため、「ネイチャーポジティブ経済の実現」が基本戦略のひとつとして掲げられました。

#### 生物多様性国家戦略 基本戦略3 「ネイチャーポジティブ経済の実現」

##### 状態目標

- 生物多様性の保全に資する**ESG投融資を推進**し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている
- **事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大**、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる
- **持続可能な農林水産業が拡大**している

##### 行動目標（抜粋）

- 企業による**生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示**を促すとともに、金融機関・投資家による**投融資を推進する基盤を整備**し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- **生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援**を進める
- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、**持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大**させる

### 2 国内の動き

また、2024（令和6）年3月には、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、企業の「**ネイチャーポジティブ経営**」への移行が掲げられました。

「ネイチャーポジティブ経営」とは、自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題として位置づける経営と定義されています。

この戦略は、ネイチャーポジティブの取組が、**企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンス**であることを分かりやすく示したものとなっています。

#### ネイチャーポジティブ経済移行戦略のポイント

戦略で提示

- ①企業の価値向上プロセスとビジネス機会の具体例
- ②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押さえるべき要素
- ③国の施策によるバックアップ

企業が  
行動変容

ネイチャーポジティブ  
経済に移行

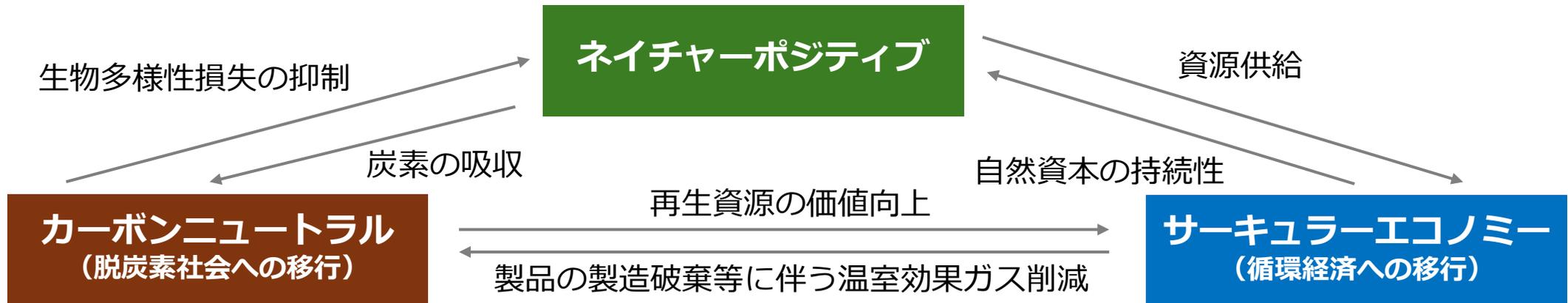
### コラム ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーの関係

各国でネイチャーポジティブの実現に向けた動きが広がりつつある中、気候変動や資源の枯渇危機といった課題と統合的に取り組む必要があります。

自然の力を活用して炭素を吸収・固定しながら、資源を持続的に循環させ、森林や湿地、土壌、生物多様性などの自然資本を保全・再生し、その機能を最大限に生かして炭素の循環を図ります。

このアプローチは、脱炭素社会の実現、生物多様性の保全、そして循環型経済の推進を同時に目指すものであり、気候変動対策と自然共生型社会の両立を可能にする新たな道を示しています。

#### カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの関係性



出典：環境省「ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて」を基に群馬県作成

# 第1章 戦略策定の背景と戦略の基本的事項

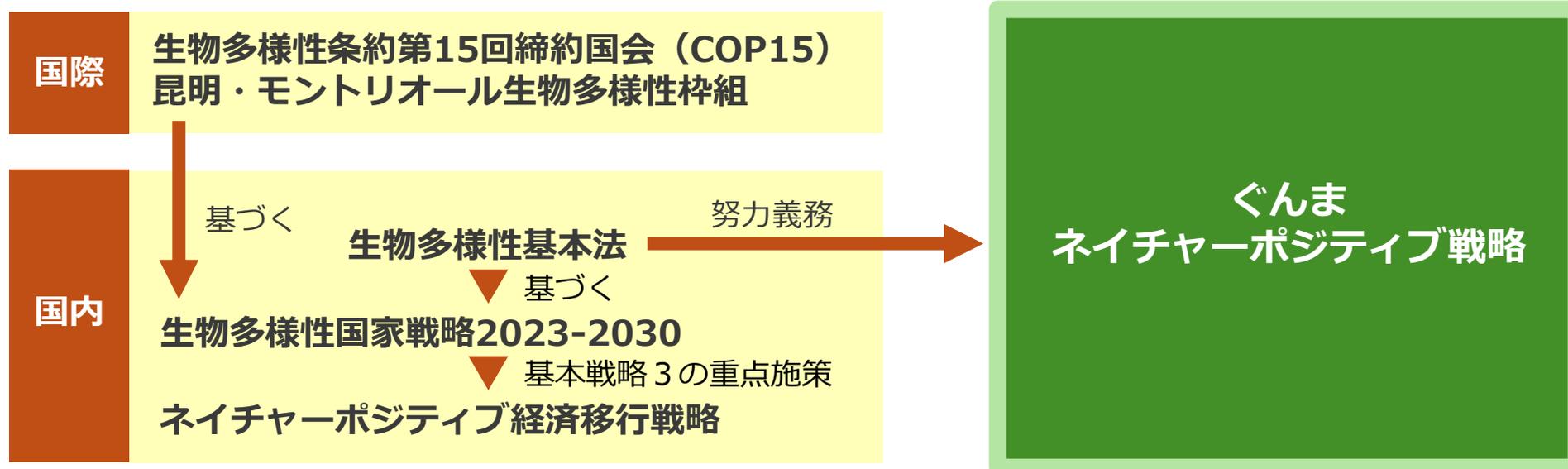
## 第3節 戦略の基本的事項

---

### 1 戦略策定の趣旨

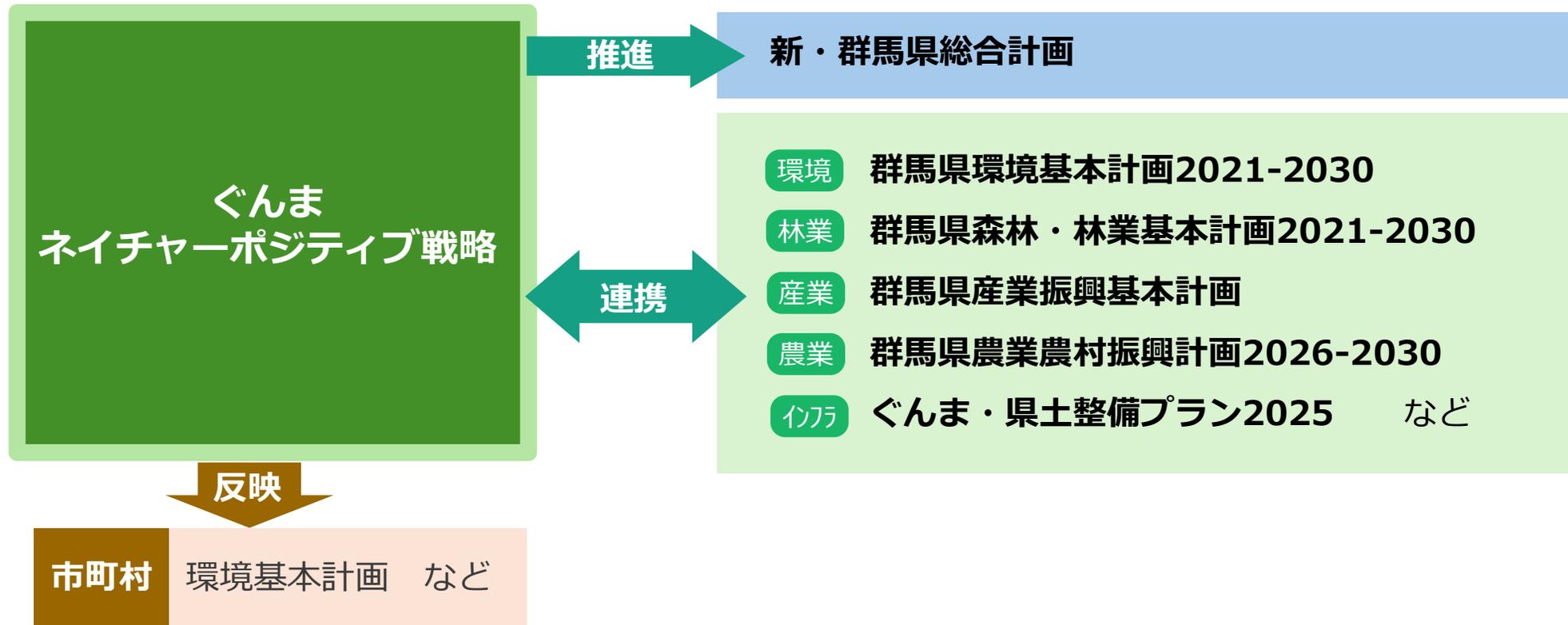
本県では、「生物多様性基本法」（2008（平成20）年法律第58号）に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるための基本計画として、2017（平成29）年に、「生物多様性ぐんま戦略」（2017-2026）を策定しました。

その後、昆明・モンテリオール生物多様性枠組の採択や生物多様性国家戦略2023-2030の策定など、生物多様性を巡っては国内外の動向が大きく変化しました。そこで、本県としても国内外の潮流と合致した効果的な生物多様性施策を進めるべく、「生物多様性ぐんま戦略」を前倒しで改定することとしました。また改定に伴い、生物多様性において最重要となる「ネイチャーポジティブ」達成を目標とする戦略とするため、名称を「ぐんまネイチャーポジティブ戦略」としました。



### 2 戦略策定の位置付け

本戦略の位置付けは、群馬県の最上位の県政計画である「群馬県総合計画」を推進するとともに、各部局で策定する各種計画と連携を図るものです。本戦略の対象とする施策の範囲は「環境分野のみならず、関連する全ての施策」とし、各分野の関連施策との連携を図り、戦略目標の達成を目指します。



### 3 対象区域

本戦略の対象区域は「群馬県全域」とします。

### 4 対象とする主体

本戦略の対象主体は「県民、事業者・団体、教育・研究機関、行政（県、市町村）」とします。

多様な主体それぞれが緊密に連携することで、戦略目標の達成に向けて取組を進めていきます。

### 5 計画期間

昆明・モントリオール生物多様性枠組や我が国の生物多性国家戦略の目標年次、本県の関連計画における目標年次等を踏まえ、計画期間は2026（令和8）年度～2030（令和12）年度までとします。



# 第1章 戦略策定の背景と戦略の基本的事項

## 第4節 生物多様性ぐんま戦略の実施状況

---

### 1 基本戦略

本県の現行戦略である「生物多様性ぐんま戦略」では、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進、地域の活力増進を目指し、5つの戦略目標に基づいて生物多様性の保全に取り組んできました。

#### 生物多様性ぐんま戦略

恵み豊かな自然を未来へつなぐ群馬県  
～生物多様性を守り賢く活かす～

平成29年度～平成38年度  
概要版



群馬県

#### 基本戦略1：生物多様性の価値の浸透

生物多様性の重要性について県民の理解を深めるための普及啓発

#### 基本戦略2：緊急性の高い保全施策の実施

絶滅危惧種の保護や外来種対策など、緊急性の高い課題への対応

#### 基本戦略3：生物多様性の持続可能な利用の推進

生物多様性の持続可能な利用と保全の好循環への取組

#### 基本戦略4：生物多様性に関する情報の蓄積と利用環境整備

生物多様性に関する調査・研究の推進や情報共有の促進

#### 基本戦略5：戦略を着実に推進させる仕組みづくり

関係機関との連携強化や実効性のある推進体制の構築

## 2 進捗状況調査

「生物多様性ぐんま戦略」に定める施策の方向性ごとに、事業進捗調査を毎年度実施しています。

### 1 調査目的

個別事業の実績、今後の方針・課題を経年的に把握、点検することにより、今後の施策の効果的な推進や見直しに役立たせるとともに、生物多様性に対する県民の理解を促進することを目的としています。

### 2 調査方法

下記について、各事業担当課が進捗点検調査票を作成することにより実施しています。

- ①事業のねらい、事業概要、現状認識、実績、今後の方針・課題
- ②事業評価（事業のねらいに対する実績の自己評価）

### 2 進捗状況調査

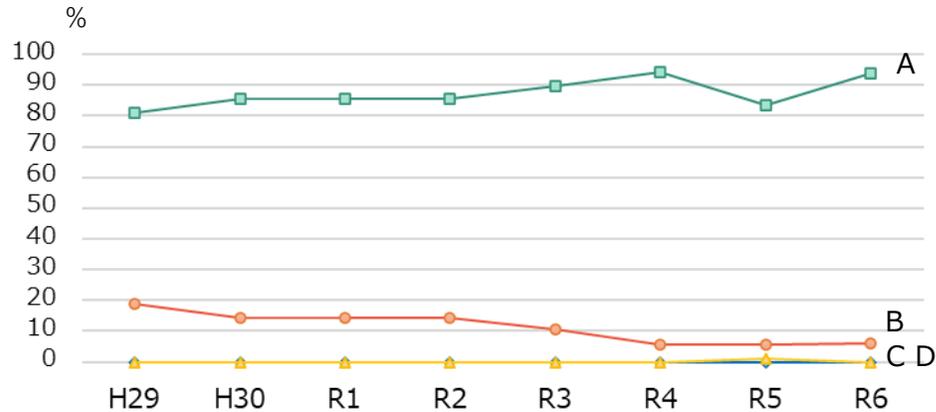
### 3 調査結果

「生物多様性ぐんま戦略」の5つの基本戦略について本県の各事業は、評価が着実に向上してきています。一方、県民向け自然観察会の参加人数の伸び悩みや、特定外来生物の生息域拡大など、部分的見直しが必要な事業も見られます。

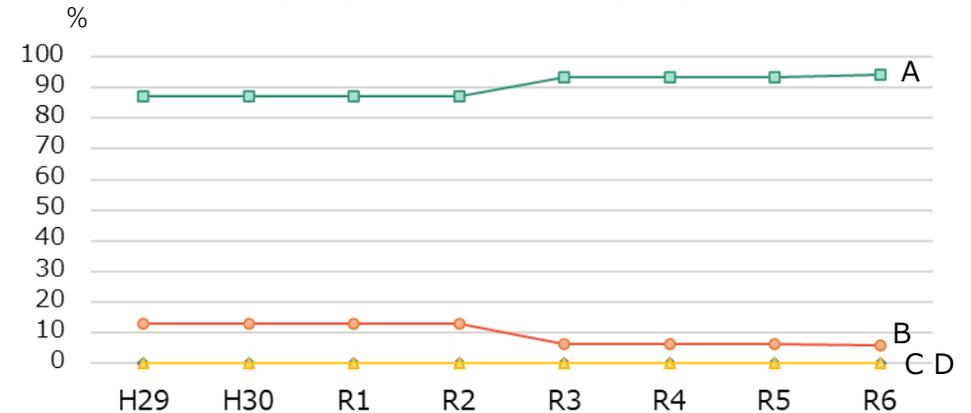
【評価項目】

- A：概ね妥当と考える
- B：部分的見直しが必要
- ◆ C：大幅な見直しが必要
- ▲ D：廃止・休止の方向

1 生物多様性の価値の浸透



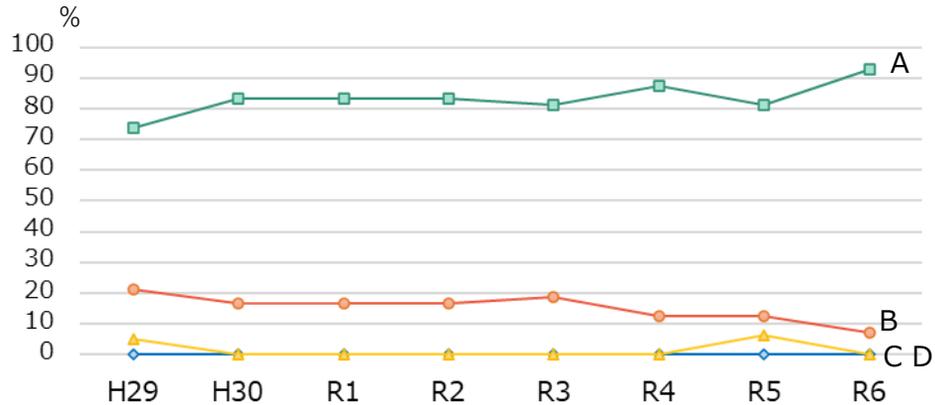
2 緊急性の高い保全施策の実施



### 2 進捗状況調査

### 3 調査結果

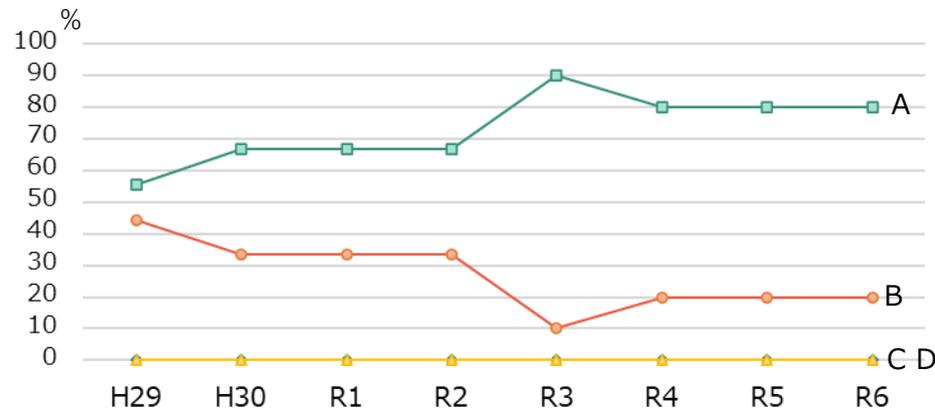
3 生物多様性の持続可能な利用の推進



【評価項目】

- A: 概ね妥当と考える
- B: 部分的見直しが必要
- ◇ C: 大幅な見直しが必要
- ▲ D: 廃止・休止の方向

4 生物多様性に関する情報の蓄積と利用環境整備



5 戦略を着実に推進させる仕組みづくり

